

登別市告示第167号

次の登別市公有財産を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、一般競争入札（期日入札）により売払いするので、次のとおり告示する。

令和8年10月7日

登別市長 小笠原 春 一

1 売却土地の表示

物件 番号	所 在	地番	地目	登記面積 (㎡)	最低売却 価格 (円)	用途地域	容積率 建ぺい率	施設
10	登別市 片倉町五丁目	7番4	宅地	506.23	2,100,000	第1種 中高層住居 専用地域	200/60	有
		19番2	宅地	1,276.59				
	計			1,782.82	—	—	—	—

上記売却土地には次の建物があり、現状有姿での引き渡しとなります。

所在地番	家屋番号	構 造	延べ床面積（㎡）	建築年
7 番地 5、 7 番地 4	7 番 5	ブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	232. 56	S51. 12
1 9 番地 2	1 9 番 2		232. 56	S52. 2
	1 9 番 2 の 2		232. 56	S52. 12
	1 9 番 2 の 3		232. 56	S52. 12
合 計			930. 24	

2 売却の方法

競争入札により行います。

記載されている金額は最低売却価格ですので、入札価格は、その金額以上でなければならず、最も高い価格で入札した方に決定します。

なお、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置付けられたところがありますが、入札参加者の立会等の負担軽減及び入札に係る不正行為の防止の観点から、「郵便等による入札」とします。

3 売却条件等

- (1) 市の所有建物を含む土地を現状有姿で引き渡すこととします。また、土地に定着している工作物（物置、灯油タンク、排水桝、舗装等）も現状有姿での引き渡しとなります。
- (2) 契約締結後、土地に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わないものとします。入札参加者は、必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等も調査のうえ、申込みしてください。
- (3) 申込み前であっても、登別市の承諾を得た上で事前の調査・測量等を実施することを認めます。また、希望する場合は、建物の内覧を行います。
- (4) 建物を利用する場合は入札額を土地と建物の固定資産税評価額の割合で按分することとします。なお、建物を利用しない場合は、解体撤去に関する計画書（スケジュール等）を契約締結時に提出してください。

4 その他の留意事項

- (1) 本物件は立地適正化計画上の居住誘導区域外にあることから、建物解体後、3戸以上の住宅建設を目的とした開発行為は届出が必要となりますのでご注意ください。
- (2) 各種供給処理施設（電気・通信・上水道等）の利用にあたっては、各供給機関と十分に協議してください。利用にあたって必要な工事等は、買受人の負担において行ってください。
- (3) その他、本物件に地中埋設物等があった場合の撤去費用等は、買受人の負担となります。

5 入札日及び場所

日時 令和8年10月29日（木） 午前11時00分から
場所 市役所3階第2会議室

6 登別市公有財産売却の参加申込条件

以下のいずれかに該当する方は、登別市公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 日本語を完全に理解できない方
- (3) 国税、地方税（市税含む）を滞納している方
- (4) 登別市が定める契約事務規則の内容を承諾せず、遵守できない方
- (5) 別紙「市有財産売買契約書（案）」による契約を承諾できない方
- (6) 別紙「誓約書」に同意できない方

7 申し込み方法

所定の申し込み用紙及び誓約書に必要事項を記入し、また、入札書は価格を記載し封入のうえ、郵送又は持参により提出してください。（申し込み用紙及び誓約書、入札書は登別市役所2階総務部企画調整グループで交付します。）

申込書には、住民票抄本（住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。法人の場合は、資格証明書（登記事項証明書））及び市税に滞納がない証明書を添付してください。

8 申し込み受付期間及び場所

期間 令和8年10月7日（水）から令和8年10月27日（火）（土・日・祝日を除く）
時間 午前9時から午後5時まで
場所 登別市役所2階 総務部企画調整グループ管財担当まで

9 契約

- （1）売却決定者は、決定と同時に普通財産買受申請書を提出し、契約締結前に契約保証金（売買代金の100分の10）を納入してください。
- （2）落札の日から起算して7日以内に契約保証金を納付のうえ、契約締結するものとします。
- （3）決定者の事由により契約締結しない場合には、保証金は返還しません。
- （4）契約に要する経費（収入印紙）は、売却決定者の負担とします。
- （5）建物を利用しない場合は土地売買契約、建物を利用する場合は土地建物売買契約を締結することとし、土地建物売買契約の場合は入札額を土地と建物の固定資産税評価額の割合で按分することとします。

10 売買代金の支払い

売買代金は、市の指定する日までに納入するものとします。

契約した者が、契約書の各条項を履行しない場合、又は、契約を解除した場合には、契約保証金は返還しません。

11 所有権移転登記

建物を利用する場合の土地及び建物の所有権移転登記は、売買代金の納入が完了した時、登別市が土地建物の所有権移転登記手続きを行います。また、建物を利用しない場合は、建物の解体処分を確認後、登別市が滅失登記手続きを行い、売買代金の納入が完了した時、登別市が土地の所有権移転登記手続きを行います。

なお、滅失登記及び所有権移転登記等（土地・建物）に必要な経費（登録免許税）は、売却決定者の負担とします。

申し込み受付・問合せ先
登別市役所総務部企画調整グループ
管財担当 電話0143-85-1122